

家裁にゆーす。

2006.8

Stage.4

<http://www.courts.go.jp>

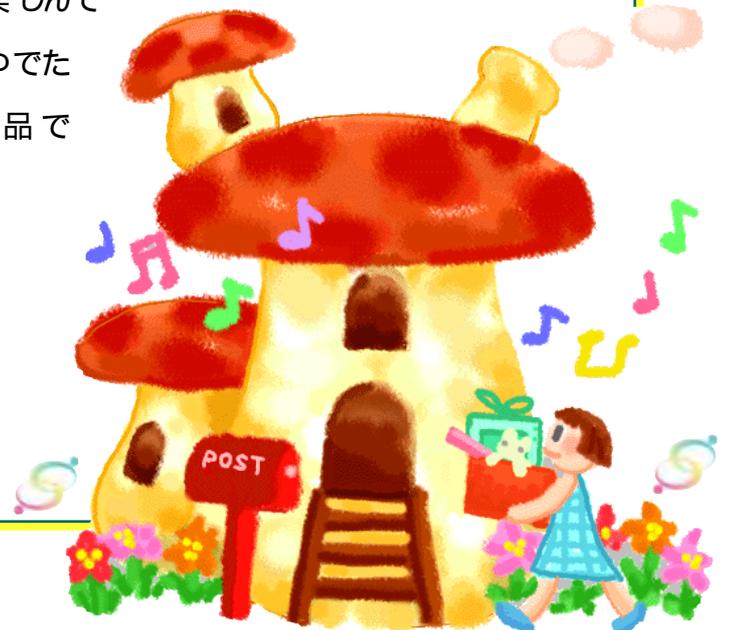
大阪家庭裁判所から金沢家庭裁判所に参りました。金沢は生活してみたかったところで、その希望がない、また裁判所の皆様に暖かく迎えていただき、とても嬉しく思っています。

私は、平成15年7月に裁判官になりましたが、その前は京都で長らく弁護士をしていました。弁護士時代の仕事は、一般民事、家事、商事、会社、倒産など何でもありで、多くの裁判官の方々と弁護士として仕事を一緒にさせていただきましたが、みるとするでは大違いで、3年前から現在まで、何もかも新鮮な思いであります。今回は京都に夫を残して、あこがれの単身赴任生活となりましたが、思っていたよりも落ち着かず、生活のリズムを作るのにしばらくかかりました。

金沢は情緒深く、犀川からの眺めは京都の鴨川とどこか似ています。雨がとても多いのですが、それさえも好ましく感じられます。文化施設もこじんまりした範囲に収まっていて気軽に楽しめる雰囲気があります。また能の加賀宝生の本場で、お稽古が盛んなことに驚かされました。私も早速、裁判所の謡曲クラブに入れていただき、熱心な指導をいただいています。何よりもお魚は勿論、金時草やレンコンやかぼちゃ、など地のお野菜も美味しいので、市場巡りとお料理を楽しんでいます。今一番のお気に入りの献立は、ゆでた金時草を細かく刻んで納豆に混ぜる一品です。どうぞ皆様、よろしくお願いたします。

金沢家庭裁判所裁判官

戸倉晴美



皺 ~しわ~

- 調査官室 -

認知症などのために自分で財産管理ができないお年寄りを守るために、成年後見制度があり、家庭裁判所を利用する親族が年々増加しています。

その手続きの中で、調査官は、毎日高齢者とお会いしています。ベットに寝たきりで呼びかけにも答えない人、車椅子の人、中には思いの外しっかりした受け答えができるように見える人までさまざまな方がおられます。しかし、いずれのお年寄りの親族からも戦中・戦後の激動期の中を生き抜き抜いてこられた苦労話を伺っていると、皺の一つひとつに長い人生が深く刻み込まれているように思えて、知らないうちに仕事を離れて、人生の先輩の生き方に感動したり敬服させられることがあります。時には、家族の絆や地域の連帯についても教えられ、考えさせられることもあります。

今後ますます高齢化社会を迎えますが、「明日は、我が身」と

思えばこそ、目の前におられる人が安心して過ごせるよう祈らずにはおられません。

(家事調査官室 T)



氏・名の変更を求める申立てについて

私は氏や名の変更許可申立事件を担当している書記官です。氏や名を変更したいと窓口に来られる人の中には、氏や名を変えた上で人生の再出発を図りたいとか、氏や名が原因で過去に悪いことばかり起きたとか、単に親が付けた名前が好きじゃないという理由のみで申立てを考えている人がいます。

しかし、一般的に、氏や名の変更が認められるためには、氏や名の



変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来すような事情の存在が必要であり、単なる個人的な趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないと解されています。

そこで、私は申立てを考えている人に対して、申立てをすれば当然に氏や名が変わるものではないこと、変更が許可されるには上記のような事情が必要であることなどを説明し、その説明を踏まえた上で申立てをしてもらうように心掛けています。

(書記官室〇)



「おしごとがんばってください」

6月第二日曜日はキリスト教では花の日(子供の日)。

今年も近所の幼稚園の園児達が
メッセージカードやお花を運んでくれました。

第6回家裁委員会開催

5月25日(木),第6回金沢家裁委員会が開催され,約2時間半にわたって,当庁における人事訴訟事件の実情等について意見交換が行われました。

当日は,8人の委員が出席し,まず,事務担当者から,第5回委員会で出された意見,提案等に対する検討状況や,2月20日から4月21日まで実施した来庁者アンケートの結果(当庁ホームページに掲載中),当庁オリジナルのしおり及びアクセスカードの作成等についての報告がされました。引き続き,実際に使用されるラウンドテーブル法廷を見学した後,ゲストスピーカーの人事訴訟事件担当裁判官と参与員を交えて,当庁における人事訴訟事件の実情等について話し合われました。

委員からの意見,疑問,提案等に対して,次のようなゲストスピーカーの発言がありました。

実際に人事訴訟に立ち会っていくうちに,裁判官が参与員に何を求めているのか,どのようなことを裁判官に伝えればいいのか理解できるようになった。

専門家というよりも,一般の主婦の感覚で,参与員として法廷に立ち会い,自由に裁判官に意見を言っている。

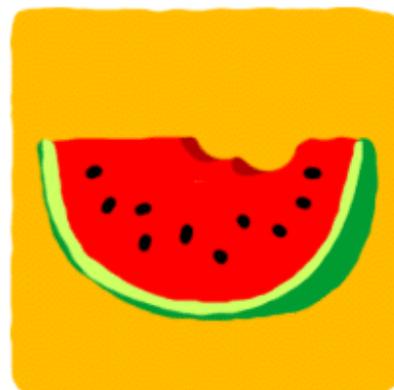
1人よりも複数の人間の目で見える方が発見できるものの数が違うということから,よりよい審理を実現していくために,参与員や裁判所が一定の負担を抱えてでも,参与員制度を利用していく意義がある。

参与員に選任され,他人の一生を左右する役割の重さに圧倒される反面,国民の義務として,選ばれた者の責任を全うしなければならないと思っている。

これらの意見等は,今後の当庁における人事訴訟事件の運営のほか,平成21年5月までに始められる裁判員制度の在り方等を考えるに当たっての参考ともさせていただきます。

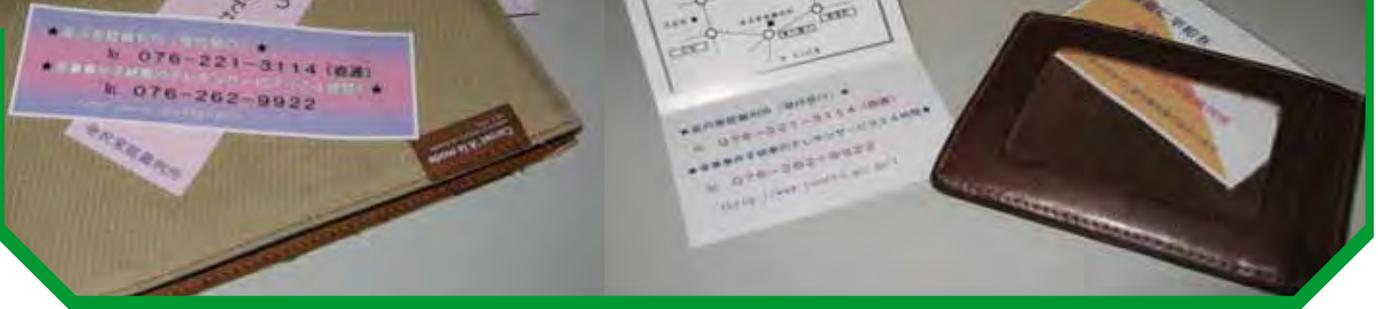
なお,今回の委員会を最後に,6人の委員が任期満了により退任されることになりました。

次回委員会は,新たな委員をお迎えした上で,11月下旬ころに,「金沢家庭裁判所における少年事件の保護的措置の実情等について」というテーマで開催される予定です。



金沢家裁オリジナルのしおりとアクセスカードができました！

当庁では、広く地域の皆さまに当庁のことを知っていただくために、こんなしおりとアクセスカードを作成しました。図書館や書店等に備え置いたほか、希望される方にお配りしています（総務課庶務係 076 - 221 - 3418 までお電話ください。）。



裁判員制度Q&A

Q 裁判員になると、裁判所からたくさんの資料が送られてくるのですか？事前に膨大な量の資料を読まなければならないのだとすると、ちょっと大変だと思うのですが・・・



A そうですね。普段は裁判と関わることの少ない国民の方が刑事裁判に参加するのですから、争点の判断に必要不可欠な証拠に絞って証拠調べを行い、事件の内容を法廷での審理を見たり聞いたりすることによって理解できるようにするなど、裁判員の方にできる限り負担の掛からないように工夫する必要がありますね。そこで、現在、裁判員制度における審理の在り方について、様々な検討が行われているところです。



Q 殺人等の重大事件が対象なので、裁判員は被害者の無惨な現場写真を見なければならないのですか？



A 審理においてどのような証拠が取り調べられるかはケースバイケースですが、例えば現場写真のような証拠を取り調べる必要がある場合には、それを見てもらうことになります。



裁判員制度Q&A

会計課だより



今年の1月から、

味噌蔵町小学校の生徒さんの描いた絵（10枚）を調停室、申立人待合室、相手方待合室に掛けています。友達の絵や消防車の絵などバラエティに富んでいて、調停室等の雰囲気を和ませてくれています。これからも小学校のご協力を得て、半年ごとに新しい絵と交換しながら掛けていく予定です。描いてくれた生徒さんや父兄が裁判所を訪ねていらっしゃるのです、そのときは会計課で絵の掛けてある調停室等を



案内しています。

